

◎向日市民憲章◎

- 1 住みよいまちを力を合わせつくりましょう
- 1 きれいな緑と水と空を守りましょう
- 1 働くよろこびと心のふれあいを大切にしましょう
- 1 すぐれた教育と文化を育てましょう
- 1 明るいくらしと福祉のまちをきざしましょう



モニター懇談会

第2期市政モニター 3月末で任期満了

市と市民のパイプ役として活躍

市と市民のパイプ役——としてスタートした市政モニター制度も、この3月末で第二期目を終わろうとしています。

しかし、その活動や仕事について、知らない方が多いのではないのでしょうか。

そこで今回は、市政モニター制度について、その活動内容やモニターの方の声を届けましょう。

市政モニター制度は、昭和55年7月、市政への積極的な市民参加として、50名でスタートしました。

しかし、50名という人数のため会議などは全員の意見をきくことがむずかしく、また、モニター通信を中心とした活動だったためモニター相互の交流もほとんどなく、市政モニター制度としての機能が十分働いていないといえませんでした。

そこで、昭和57年7月からスタートした現在の第二期市政モニターは、これまでの活動の経験を生かし、少数精鋭という観点から定員を30名に減らし、またグループ会議制を取り入れられました。

グループ会議制とは、市政全般といった全体的な課題ではなく、市政を「福祉・健康」「教育・文化」「くらしの周辺」の3つの分野



市長に提言書を手渡す

第2期市政モニターのおもな活動を振り返って見ると、市政に対する意見・要望や地域の話題など参考となる事項を提供していただきました。

そしてこれらの活動の総まとめとして、各グループから、「市長への提言書」として要望や意見が一冊の冊子としてまとめられ、市長に手渡されました。

市では、今後の市政にこれら提言や要望をできるかぎり生かし、まちづくりを進めていきます。

くモニター通信が88通寄せられました。このモニター通信は、そのつど市長並びに関係各課へ回付し、市政運営の参考資料にさせていただきます。

また、ご近所の方に働きかけ各モニター一人あたり10人分の緑化推進に関するアンケート調査を実施しました。

さらに、洛西浄化センターおよび乙訓若竹苑や特別養護老人ホーム「西山寮」などへの施設見学会、市長や担当部長、またモニター相互で市政について話し合うモニター懇談会を5回、グループ会議において、27回もの話し合いもなされました。

そしてこれらの活動の総まとめとして、各グループから、「市長への提言書」として要望や意見が一冊の冊子としてまとめられ、市長に手渡されました。

貴重な体験でした

鶏冠井町山畑

西鉢 恭子

私たちは、「福祉・健康」をテーマに研究・学習をしてきました。最初は、どのようにすればいいかわからず、戸惑いでしたが、身近なところから施設見学会や「学童保育所」「乙訓若竹苑」「老人福祉センター」などを見学し、施設運営のむずかしさから利用者の要望まで幅広く生の声を聞くことができました。

その中でグループになり、提言書を作成しました。施設の中には、乙訓共働作業所のように閉所となつたところもありました。

活動を通じて多くを知る

上植野町切ノ口

中山 幹

教育・文化グループは、給食用片割れスプーンから公民館問題までの幅広い話し合いを行いました。活動目標は「教育・施設」「文化・芸術・音楽」「非行」とその3つを柱として学習・討論しました。8回開催した会議も、非常に出席がよく、意見も活発に出されました。最終的には、「みおつくしの鐘の設置」「財政とものその一つでした。事情の公表」「公民館運営問題」「図書館の問題」など、京都国体開催種目である器械体操の教師の育成と中学クラブ設置、「中

あなたの意見を市政に 市政モニターを募集中

市政モニターとは

市政モニターは、市民生活に直結した市政を進めるための、行政と市民のパイプ役です。市では、市政モニターの意見や提案を市民の声として、市政に反映させていただきます。

- モニターのしごと (1)市政全般にわたる意見・要望・地域の話題などの提供 (2)アンケート調査の回答 (3)モニター懇談会・研修会(年4回程度)への参加 (4)公共施設などの見学会への参加

【お問い合わせ】 秘書広報課広聴係 内線251

- 【応募資格】 満20歳以上の向日市民で、市政に積極的な提言をする意欲のある人。性別・職業は問いません。ただし現在、向日市政モニターである人、公務員の人は除きます
- 【任期】 昭和59年4月1日～昭和61年3月31日
- 【募集人員】 30名
- 【決定】 応募者多数の場合は、地域、年齢、性別

- などの構成を考えて決定
- 【募集期間】 2月29日(水)まで
- 【申込方法】 申込用紙に住所・氏名・年齢・職業および応募の理由・市政のどのような部分に関心があるかなどを記入し、秘書広報課広聴係へ提出してください。なお、申込用紙は秘書広報課広聴係にあります。